

通信費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県作業療法士会（以下「本会」とする）の会員及び講演講師などの通信費に関する基準を定めるものとする。

(通信費の支給・金額)

第2条 会員が各局長及び地区担当理事、学会長が開催する会議に個人契約の回線からオンライン（Web）で参加する場合は、1回につき500円の通信費を支給する。

(会計処理)

第3条 運営を行う各局長、地区担当理事などの責任者は、別記様式1を用いて、参加者の会議費及び旅費交通費・通信費を支給し、参加者の署名、捺印、または振込等の利用明細票をもって領収とする。

2. 会計処理は、本会の会計処理規程に則り行う。

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

(附 則)

- ・令和2年4月1日、本規程の試行
- ・令和2年8月1日より施行